

# SKET NEWS

季刊

スケッチニュース  
VOL.60

2024年【秋号】

## contents

- 1 自動物流道路の実用化に関して～1～
- 2 自動物流道路の実用化に関して～2～
- 3 高速道路初「SA・PAでの  
ドライバー交替」実証実験
- 4 技能実習職種の追加と育成就労の状況
- 5 フリーランス保護新法の施行～1～
- 6 フリーランス保護新法の施行～2～

表紙：ベトナム ミーソン遺跡



組合Facebookページ随時更新中！

<http://www.facebook.com/tsk.kumiai>

## 自動物流道路の実用化に関して～1～

2024年7月25日、国土交通省が設置した「自動物流道路に関する検討会」は「自動物流道路のあり方中間取りまとめ」を公表しました。自動物流道路の詳細や今後の流れは以下の内容になります。

### **自動物流道路、10年での社会実装を目標に**

自動物流道路とは、道路空間を活用した物流の専用空間のことです。そこを無人化・自動化された輸送車などが走ることで、大量の物流を担うことが想定されています。

人手不足による物流危機を回避するためなどの理由により、国土交通省はこの自動物流道路の構築を計画。

「自動物流道路に関する検討会」を設置し、2024年2月から同7月まで、5回にわたって検討会を開催。そして2024年7月25日、自動物流道路のあり方に関する中間とりまとめを公表しました。そこには、社会実験を経た上、小規模な改良で実現可能な区間などにおいては、自動物流道路が10年で社会実装を目指すことが記載されています。

### **4つの背景**

#### **【トラックドライバーの人材不足】**

育成の難しさや報酬の低さから、物流を支えるトラックドライバーが減少の一途をたどっています。2024年4月にはトラックドライバーの時間外労働に年960時間（休日労働含まず）の上限規制が適用されました。さらに「改善基準告示」によってトラックドライバーの拘束時間等が強化され、何も対策を講じなければ物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しています。

ドライバーの賃金対策については、適正運賃收受や多重下請構造の是正といった商慣行の見直しが検討されていますが、並行して物流の効率化にも早急に取り組まなければなりません。

#### **【物流負荷の高まり】**

物流の小口・多頻度化が急速に進行するなか、コロナ禍を経てEC市場規模は年々拡大。宅配便取扱実績は1

989年度に10億個を超えて以降、2022年度には初めて50億個を超えました。この急速な物流負荷の高まりに対応しなければ、重要な社会インフラである物流はいずれ滞ってしまいます。

#### **【高規格道路ネットワーク構築の必要性】**

大都市圏や地方都市の渋滞は、経済的にも環境面でも大きなロスを生じています。また、日本の港湾・空港・鉄道駅などの交通拠点と高規格道路のアクセスは、ネットワークの不連続や渋滞により時間を要するケースがあり、スムーズな物流が実現されているとはいえない状況です。シームレスなネットワークの構築が必要とされています。



#### **【物流における協調領域の必要性】**

国土交通省がとりまとめた「自動物流道路のあり方中間取りまとめ」によれば、物流全体を最適化していく視点を持って参画するプレイヤーがいない状態が続いてきたとの指摘があります。そこで民間が参入しやすくかつ意欲的に取り組めるインフラ構想を行政が主導的に導く必要があるとしています。

自動物流道路の実現に必要なものの1つとして物流DXを実現させれば、物流・商流データについて事業者間・業界の垣根を超えて収集・蓄積・共有・活用することが容易に。この協調領域において輸送情報やコストなどを「見える化」することで、非効率な物流を改善し、生産性を高めていくことができます。

## 自動物流道路の実用化に関して～2～

### 自動物流道路の実現に至るまでの想定ルート

- ・ 社会実験  
新東名高速の建設中区間（新秦野～新御殿場）などにおいて実施。
  - ・ 第一期区間  
先行ルートとして、小規模な改良で実現可能な区間などにおいて10年後を目処に実装を目指します。物流量も考慮しつつ、大都市近郊の特に渋滞が発生する区間を想定しています。
  - ・ 長距離幹線構想  
物流量が特に大きい東京～大阪間を対象に、自動物流道路を実現させます。
- ただし、具体的な区間の決定に当たっては、仮の区間・拠点・処理能力などを設定した上で、初期投資（建設コストなど）やランニングコストを含め、詳細な需要分析・事業性の分析を行う必要があるとされています。

### 実装に向けて物流事業者や荷主へのヒアリングも

自動物流道路がターゲットとしているのは小口の荷物です。パレット等に積載したサイズを輸送単位にすることが適当であるとされており、小口・多頻度の輸送に課題を感じているEC事業者には最適な輸送手段になり得ると考えられます。

但し、積み替えの自動化の観点からフォークリフト差し込み口など自動荷役に必要な機能を荷主側で備える必要があります。また、荷物管理の観点からICタグやバーコードの装着が可能な設計にしなければならないなど、課題も多くあります。

中間とりまとめでは、自動物流道路を実現化させるための具体的な方法について、交通分析や物流事業者・荷主等へのヒアリングなどにより、詳細に分析を行う必要があるとしています。今後の動向に関しては引き続き注視していく必要があると考えられます。

## 高速道路初「SA・PAでのドライバー交替」実証実験

NEXCO東日本は、東北道の佐野SA下り線にて、「ドライバー交替」の実証実験を行うと発表しました。佐川急便と協力し、高速道路で初めて実施するものです。

関西（京都府）から東北（福島県）まで、距離680kmの長距離輸送において、佐野SAで別のドライバーに交替して運送を行うもの。

期間は9月28日（土）から10月4日（金）までです。

実証実験はSA内の管理用スペースを交替場所に指定し、1日1便、実施します。NEXCO東日本によると、交替ドライバーは一般道に通じる「ウォークインゲート」から入り、指定場所で待機する形で実施。この「ドライバー交替方式」は、トラックドライバーの長時間労働軽減や労働時間の上限規制への対応の取組みとして、1つの輸送工程を複数のドライバーで分担し貨物を輸送

する中継輸送のひとつとされています。

NEXCO東日本は同方式について「長時間駐車に起因する駐車マス不足等の課題解消のほか、ドライバーの確実な休息機会の確保といった効果が期待される」としています。

ただこの方式、一般的には厳禁とされているSA内での「待ち合わせ行為」そのものです。だからこそ、今回はNEXCOと運送会社が協力する実証実験という形が取られています。

NEXCO東日本は実証実験を通じ、ドライバー交替をする場合のSA・PA内の動線や安全性を検証するほか、物流事業者の運行計画上の実現性など、課題を洗い出します。そのうえで、来年3月頃までに法律面も含めた運用上のルールを整理・策定し、その後の運用実施を目指すとしています。

## 技能実習職種の追加と育成就労の状況

### 技能実習の職種の追加

2024年8月1日付で「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」が一部改正され、同施行規則別表第一・第二に、牛豚精肉商品製造作業が追加されました。牛豚精肉商品製造作業は2号まで実習が可能になりました。

上記以外にも、追加候補の職種・作業として下記の職種の検討がなされています。

- ・豆腐製造職種/豆腐製造作業
- ・林業職種/育林・素材製造作業
- ・外食業職種/調理・接客・店舗管理作業
- ・クリーニング職種/一般家庭用クリーニング作業
- ・空港グランドハンドリング職種/  
インフライトケータリング作業
- ・かばん製造職種/かばん製造作業

今後、育成就労制度に向けて職種の追加が行われていく可能性も大いに考えられます。



### 育成就労の状況

2024年6月14日に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、6月21日に公布されました。これから3年後の2027年6月21日までに育成就労制度が施行される予定です。それに伴い法改正が実施されます。

まず初めに入管法では、【育成就労】の在留資格が創設されます。育成就労自体が【特定技能】に移行するた

めの人材育成であることが前提になるので、特定技能制度の適正化も行われ、1号特定技能外国人の支援の委託先は登録支援機関に限られます。昨今問題にもなっている不法滞在者への不法就労助長罪も厳罰化され、国内の不法滞在の問題に対しても対応をする案が出ています。

(現状：拘禁刑3年以下または300万円以下の罰金⇒5年以下または500万円以下の罰金) 永住許可に関しましても、許可の要件を明確化し基準を満たさなくなった場合の取消事由を追加するなど、国内情勢を鑑みて法改正を行う姿勢を国が示してきています。

次に【育成就労法】(技能実習法の抜本改正)が施行されます。本法は特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的としています。今後、育成就労制度の基本方針および分野別運用方針が定められます。育成就労の期間自体が現行制度の最大5年より短くなり3年以内となり、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出し機関に支払った費用額等が基準に適合していることといった要件が設けられます。技能実習では認められていなかった本人意向の転籍が可能となることも大きな変更点となります。現在、その具体的な要件を検討している段階です。

育成就労では受入れ分野と特定産業分野を原則として一致させる方向です。現状では技能実習から特定技能1号に移行することが出来ない職種の今後の扱いなどは、まだ不明なところが多い状況です。直近では特定産業分野に自動車運送業、鉄道、林業、木材産業が追加され、工業製品製造業は業務区分が3から10に拡充されましたが、運用の開始時期は未定です。自動車運送業に関しては、年内にも技能評価試験などの運用上必要な情報が出ると予想されています。

技能実習においても、今後も制度改革に並行して、移行対象職種・作業の追加が検討されている状況です。

## フリーランス保護新法の施行～1～

近年、働き方の多様化に伴って、フリーランスとして働く人が増えています。一方で、個人として業務を受けるフリーランスは、発注する側の企業などに比べ、取引において立場が弱いことが多いのが実情です。

こうした背景を受け、フリーランスが安心して働ける環境を整備するためにできたのが「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法。いわゆる「フリーランス保護新法」）。

2024年1月1日に施行されます。

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、大きく分けて「フリーランスと発注事業者間の取引の適正化」と「フリーランスの就業環境の整備」の2つのことを定めています。業種や資本金の金額にかかわらず、幅広い発注者、受注者が対象になります。スムーズな運用に向けて準備を進めましょう。

この法律で言う「フリーランス」とは、「業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの」をいいます(①)。一人社長といったような形態で事業を行う法人も該当します。様々な分野・業種で企業に雇われずに個人で仕事を請け負っているかたも、従業員を使用していなければ、この法律のフリーランスに当たります。

フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用対象は、業務を委託する「発注事業者」と業務を受託する「フリーランス」との間の取引に適用されます。なお、発注事業者とは、法人格の有無にかかわらず基本的には従業員を使用する事業者を指しています。フリーランスは、上記の①を指しています。また、下請法が資本金1,000万円を超える法人にのみ規制が適用されるのに対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法は資本金の金額にかかわらず従業員を使用している全ての発注事業者が規制の対象になります。

### フリーランスと発注事業者間の取引の適正化

フリーランスと発注事業者との間の適正な取引を促すために、取引条件の掲示や報酬の支払に関し、守るべきことを定めています。

#### ・書面等による取引条件の明示

発注事業者は、業務を委託した場合、直ちに「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」などの取引条件を明示(②)しなければなりません。明示は、書面又はメール、SNSのメッセージなどによって行います。業務の委託に際し、書面やメールなどにより取引条件を明らかにすることで「言った、言わない」といった行き違いを未然に防ぐことが大きな目的です(③)。

②：直ちに取引条件を明示できない場合でも、正当な理由があれば、発注事業者は、その理由と未定事項が決まる予定期日を明示した上で、未定事項の内容が定められた後、直ちにその未定事項を明示すれば良いとされています。

③：取引条件の明示は、必ずしも契約書による契約締結を義務としたものではありません。

#### ・報酬の支払期日の設定・期日内の支払

フリーランスに業務を発注する事業者は、発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り短い期間内で報酬の支払い期日を設定し、その期日内に報酬をは支払うことが義務付けられます。ただし、他の発注事業者から受けた業務をフリーランスに再委託し、かつ、必要事項をフリーランスに明示した場合、フリーランスへの報酬の支払期日は、他の発注事業者の支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内で定めることとされています。



## フリーランス保護新法の施行～2～

- ・1か月以上の業務委託をする場合の禁止事項  
発注事業者がフリーランスに対し1か月以上の業務委託をした場合に行ってはならない禁止行為が定められています。具体的には、以下の行為が禁止されています。
- ・発注した物品を受け取らない。
- ・発注時に決めた報酬を後で減額する。
- ・受領した物品を返品する。
- ・通常の対価に比べて著しく低い報酬の額を不当に定める。
- ・自己の指定する物の購入・役務の利用を強制する。
- ・自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させる。
- ・フリーランスが悪くないのに、内容を変更させ、又はやり直させる。

### 就業環境の整備について

フリーランス・事業者間取引適正化等法では、フリーランスの就業環境の整備のために、フリーランスの育児介護などと業務の両立に対する配慮やハラスメント対策の体制整備など、発注事業者が守るべき義務を定めています。

#### ・募集情報の的確表示

発注事業者が広告などにフリーランスの募集情報を掲載する際に、虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保たなければならない、とされています。

#### ・育児介護等と業務の両立に対する配慮

発注事業者が、フリーランスに6か月以上の業務を委託する場合に、フリーランスが妊娠、出産若しくは育児又は介護などと業務を両立できるように、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならない、とされています。

#### ・ハラスメント対策に係る体制整備

発注事業者は、ハラスメント行為によってフリーランスの就業環境が害されることがないように、相談対応のための体制整備などの処置を講じなければならない、とされています。

#### ・中途解除等の事前予告・理由開示

発注事業者は、6か月以上の業務委託を中途解除する場合や、更新しないこととする場合は、現属として30日前までに予告しなければならないとされています。また、予告の日から契約満了までの間に、フリーランスが契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合には、発注事業者はその理由を開示することが義務付けられています。

(出典：政府広報オンラインより)

フリーランス・事業者間取引適正化等法には罰則規定も設けられており、違反すると50万円以下の罰則を科される可能性があります。所管行政庁は厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁になりますので、より詳しい内容につきましては各行政庁のホームページなどでご確認ください。

### 編集後記

塊根を植える時期と品種によっては秋の開花を望むことも可能であるダリアは、赤色・オレンジ色・黄色・白色・ピンク色・藤色・ボタン色・紫色など、バラやチューリップと並び、最も花色のバラエティーに富んだ植物。ダリアの花言葉には色別に異なる花言葉があり、白いダリアは「感謝」や「豊かな愛情」とされています。感謝の気持ちを忘れずに、これからも組合員の皆様に紙面を通して様々な情報を提供できるように努めてまいります。



**東西商工協同組合**

〒108-0014  
東京都港区芝4-3-5 岡田ビル  
TEL: 03-5442-2277  
FAX: 03-5442-2477

ホームページ  
<http://tsk-gr.com/>